## 支出に係る決済基準表

区分	項目	/安	用	決済権者及び決済金額(単位:万円以下)			
		適		施設長	常務理事	理事長	理事会
全般的項目	①固定資産・物品 等の購入	⑥及び⑦に属す るものを除く	購入総額	5	50	100	左を越え るもの
	②固定資産等の除 却物品等の廃棄	営業債権の除却 を含む	帳簿価格	5	50	100	
	③修繕費等の支出	補修費、修繕費の支出を含む	1件の金額	20	50	100	
	④教育・研修に要 する費用の支出	教育研修規定に 基づくものに限 る		10	30	50	
	⑤その他の費用の 支出	②~④に関する ものを除く	1件の金額	10	30	50	
納入関連項目	⑥商品等の仕入	商品・製品・半 製品の仕入に限 る	1回の金額	10	20	30	
	⑦原料、材料の購入	重要性の乏しい ものを除く	1回の金額	10	30	50	
その他の項目	⑧手形の引受、割 引				0	0	
	⑨予算の項目間流 用				0	0	
	⑩金融機関との取引の開始又は廃止					0	
	⑪契約の締結	既契約の更新継続を含む。重要性の乏しいもの及び⑩を除く				0	
	⑫リース契約					0	